

■ 多言語FM放送 ■

【入管法の改正】

今回の「香夢音 I-PAL」は、入管法の改正についてです。

入管改正法が可決・成立し、昨年7月15日に公布されました。

改正法においては、在留カードの交付など新たな在留管理制度が導入され、外国人登録制度は3年以内に廃止になります。その他、特別永住者証明書の交付、研修・技能実習制度の見直し、在留資格「留学」と「就学」の一本化、入国者収容所等視察委員会の設置などが盛り込まれています。

このうち、研修・技能実習制度の見直し、在留資格「留学」と「就学」の一本化、入国者収容所等視察委員会の設置などの改正が、今年7月1日から施行されます。

少し具体的に言うと、

(1) 研修・技能実習制度の見直し

在留資格「技能実習」を新たに設けます。これにより、入国1年目から技能実習生となり、労働基準法上の労働者として、労働基準関係法令の適用を受けます。現在、在留資格「研修」又は「特定活動（技能実習）」を有する方が、それぞれの在留期限が到来に伴い、在留の延長を希望するときは、期限内に、「技能実習2号」に変更するため、在留資格変更許可申請を行うこととなります。

(2) 在留資格「留学」と「就学」の一本化

在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化するものです。なお、法律の施行後、活動内容に変更がなければ、現在「就学」の在留資格を有する学生の方が「留学」に変更する必要はありません。

(3) その他

入国者収容所等視察委員会の設置や在留期間更新申請等をした方の在留期間の特例と上陸拒否の特例規定、新たな退去強制事由が追加になりました。

在留カードの交付や特別永住者への特別永住者証明書の交付は、平成24年7月頃に施行される予定です。在留カードの交付は、中長期間にわたり在留する外国人にとって、大変重要な改正です。在留期間が伸長されるのはいいことですが、在留カードの携帯違反・提示義務違反や住居地の変更などの届出義務違反などには、在留資格が取り消されたり、退去強制事由に該当したり、罰則を課せられたりしますので、十分に注意しましょう。

COME ON! I-PAL

英

来週は中国語放送ですので、次回の英語放送は再来週7月18日日曜日の午後8時55分から、「食中毒予防」についてお送りします。

-

中

来週は英語放送ですので、次回の中国語放送は再来週7月25日日曜日の午後8時55分から、「食中毒予防」についてお送りします。